

平成18年度・第1回

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会

資料5

「公衆衛生医師の育成・確保のための 環境整備に関するチェックシート」

集計結果総括

平成18年度

平成17年度

厚生労働省健康局総務課地域保健室

平成 18 年 9 月 11 日

平成 18 年度

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関するチェックシート集計結果

1. 調査方法

1) 調査時期

平成 18 年 4 月

2) 対象

保健所を設置している都道府県（47 団体）、指定都市（15 団体）、中核市（36 団体）、その他の保健所政令市（7 団体）、特別区（23 団体）の 128 団体（保健所数 535）。ただし、堺市は 18 年 4 月に指定都市になったばかりであるため、集計の都合上中核市に入れてある。

3) 方法

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会によって作成された自記式の「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関するチェックシート」を郵送し、郵送、ファクシミリにて回収した。

2. 結果

1) 回収状況

128 団体（回収率 100%）

2) 各調査項目に対する回答結果の概要

(1) 公衆衛生医師の育成

研修計画の策定で「研修計画を提示」しているところは少なく、全体で 6.3%（8 団体）、特に政令市では昨年同様 0%であった。「必須、選択、追加が可能な研修を明記」しているのは全体で 7.9%（10 団体）であり、政令市では 0%であった。「ジョブローテーションの観点から人材育成」をしている割合は全体では 24.4%（31 団体）で、特に都道府県では 55.3%（26 団体）と高いが、一方政令市は 0%と格差があった。「人事交流にあたって国、医育機関へ支援を要請」しているのは全体で 10.2%（13 団体）と低かった。「公衆衛生医師の医育機関との協力による調査研究」は全体で 21.3%（27 団体）で実施しており、「保健所への医師の複数配置」は全体で 56.7%（72 団体）と昨年より若干ながら改善し、特に指定都市は 100%だった。「公衆衛生医師育成・確保のための各機関の連携のための会議の設置」は全体で 5.5%（7 団体）でかなり実施率は低かった。「公衆衛生医師が国立保健医療科学院の専門課程 I を受講できる環境整備」は都道府県で 57.4%（27 団体）と比較的高いものの、特別区では 4.3%（1 団体）と差があった。「FETP-J コースの受講の環境整備」については、実施率が低く、若干改善されたものの全体で 7.1%（9

団体)にとどまった。「学位所得、研修等時の職務専念義務免除の整備」は都道府県で66.0% (31 団体) だったが、特別区では4.3% (1 団体)、「長期研修に参加できる勤務体制の実施」も都道府県23.4% (11 団体)、特別区は4.3% (1 団体) と差が見られた。

(2) 公衆衛生医師の採用・確保

「採用計画の策定による定期的な採用」は全体では14.2% (18 団体) だけで実施しており、他は欠員補充と回答した団体が多かった。募集の工夫について「ホームページ等による定期的な募集」は全体で17.3% (22 団体) と若干増加したものの依然少なく、「募集人数、業務内容、処遇等の掲載」は全体で14.2% (18 団体)、「ホームページは募集終了後も閲覧可能」も全体では8.7% (11 団体) でホームページ開設団体の半数あった。実施しない理由としていずれも(欠員が無く)医師募集がないためと回答した団体が多かった。「地方公共団体等での人事交流」は全体で28.3% (36 団体) で実施しており、予定のない団体も必要や本人の希望があれば検討したいといった積極的な意見が多かった。「公衆衛生医師確保推進登録事業」は全体で20.5% (26 団体) で活用されていたが、活用していない団体からは、医師募集がないことや必要時に活用(欠員募集)するといった回答が寄せられた。

(3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発

「公衆衛生医師が医育機関の求めに応じて講師の派遣等で協力」することは全体で55.9% (71 団体) で実施しており、予定のない団体からも要請があれば協力するという意見が多数寄せられた。「保健所等への学生実習、インターンシップの受け入れ」は全体で62.2% (79 団体) で実施しており、多い団体では年間100名以上の医師、学生を受け入れているところもあった。その実施にあたって「公衆衛生医師が医育機関の教員とともに企画調整を行い、指導も直接実施している」のは全体の48.0% (61 団体) であった。医育機関における進路説明会の活用として「公衆衛生・衛生学教室において研究活動の他、地方公共団体等における公衆衛生医師の活動を公衆衛生医師より直接説明」しているのは全体で3.9% (5 団体)、「進路説明会へ参加し、保健所または本庁勤務医師から説明」しているのは全体で2.4% (3 団体) だけだったが、卒後臨床研修で「地域保健・医療研修のうち保健所で研修を2週間以上実施」しているのは90.6% (115 団体)、「保健所で1か月単位の研修」を実施しているのは全体で59.1% (75 団体) にも上り、卒後臨床研修義務化に対応して、研修医への積極的な関わりを持つ団体が多いことが分かったが、医育機関での説明等、積極的な進路説明にまで及ぶ団体はまだ少ない。ホームページ等の媒体を活用した普及啓発では、「公衆衛生医師募集を行う際、業務内容等について複数の公衆衛生医師からのメッセージを記載」しているのは全体で7.1% (9 団体)、「ホームページ、雑誌等への掲載」しているのは全体で15.0% (19 団体)、「公衆衛生医師に関する情報紹介のリーフレット等の作成・配布」しているのは全体で2.4% (3 団体)。

「公衆衛生医師の業務に関する説明会や地方ブロック会議の開催」しているのは全体で2.4%（3 団体）といずれも低い割合にとどまった。実施していない理由として多くの団体で医師の採用予定がないことなどを挙げていた。

平成 18 年 9 月 11 日

平成 17 年度

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関するチェックシート集計結果

1. 調査方法

1) 調査時期

平成 17 年 4 月

2) 対象

保健所を設置している都道府県（47 団体）、指定都市（14 団体）、中核市（35 団体）、その他の保健所政令市（8 団体）、特別区（23 団体）の 127 団体。

3) 方法

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会によって作成された自記式の「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関するチェックシート」を郵送し、郵送、ファクシミリにて回収した。

2. 結果

1) 回収状況

127 団体（回収率 100%）

2) 各調査項目に対する回答結果の概要

(1) 公衆衛生医師の育成

研修計画の策定で「研修計画を提示」しているところは少なく、全体で 7.1%（9 団体）、特に政令市では 0%であった。「必須、選択、追加が可能な研修を明記」しているのは全体で 8.7%（11 団体）であり政令市では 0%であった。「ジョブローテーションの観点から人材育成」をしている割合は全体で 29.9%（38 団体）で、特に都道府県では 59.6%（28 団体）と高いが、一方政令市は 0%と格差があった。「人事交流にあたって国、医育機関へ支援を要請」しているのは全体で 11.8%（15 団体）と低かった。「公衆衛生医師の医育機関との協力による調査研究」は全体で 22.8%（29 団体）で実施しており、「保健所への医師の複数配置」は全体で 55.9%（71 団体）で実施済みで、特に指定都市は 100%だった。「公衆衛生医師育成・確保のための各機関の連携のための会議の設置」は全体で 6.3%（8 団体）でかなり実施率は低かった。「公衆衛生医師が国立保健医療科学院の専門課程 I を受講できる環境整備」は都道府県で 55.3%（26 団体）と比較的高いものの、政令市、特別区では 0%と差があった。「FETP-J コースの受講の環境整備」については実施率が低く全体で 4.7%（6 団体）にとどまった。「学位所得、研修等時の職務専念義務免除の整備」は都道府県で 59.6%（28 団体）だったが、政令市では 0%、「長期研修に参加できる勤務体制の実施」も都道府県 29.8%（14 団体）、政令市 0%と差が

見られた。

(2) 公衆衛生医師の採用・確保

「採用計画の策定による定期的な採用」は全体では 14.2% (18 団体) だけで実施しており、欠員補充と回答した団体が多かった。募集の工夫について「ホームページ等による定期的な募集」は全体で 13.4% (17 団体) と少なく、「募集人数、業務内容、処遇等の掲載」は全体で 11.0% (14 団体)、「ホームページは募集終了後も閲覧可能」も全体で 5.5% (7 団体) と少なかったが、実施しない理由としていずれも医師募集がないためと回答した団体が多かった。「地方公共団体等での人事交流」は全体で 28.3% (36 団体) で実施しており、予定のない団体も必要や本人の希望があれば検討したいといった積極的な意見が多かった。「公衆衛生医師確保推進登録事業」は全体で 13.4% (17 団体) で活用されていたが、活用していない団体からは医師募集がないことや必要時に活用するといった回答が寄せられた。

(3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発

「公衆衛生医師が医育機関の求めに応じて講師して協力」することは全体で 54.3% (69 団体) で実施しており、予定のない団体からも要請があれば協力するという意見が多数寄せられた。「保健所等への学生実習、インターンシップの受け入れ」は全体で 66.9% (85 団体) で実施しており、多い団体では年間 100 名以上の医師、学生を受け入れているところもあった。その実施にあたって「公衆衛生医師が医育機関の教員とともに企画調整を行い、指導も直接実施している」のは実習を受け入れている団体のうち 68.2% (85 団体中 58 団体) で、全体では 48.0% (61 団体) であった。

医育機関における進路説明会の活用として「公衆衛生・衛生学教室において研究活動の他、地方公共団体等における公衆衛生医師の活動を公衆衛生医師より直接説明」しているのは全体で 4.7% (6 団体)、「進路説明会へ参加し、保健所または本庁勤務医師から説明」しているのは全体で 2.4% (3 団体) だけだったが、卒後臨床研修で「地域保健・医療研修のうち保健所で研修を 2 週間以上実施」しているのは 76.4% (97 団体)、「保健所で 1 か月単位間の研修」を実施しているのは全体で 52.8% (67 団体) にも上り、医育機関での説明等を実施している団体は少ないものの、卒後臨床研修への積極的な関わりを持つ団体が多いことが分かった。

ホームページ等の媒体を活用した普及啓発では、「公衆衛生医師募集を行う際、業務内容等について複数の公衆衛生医師からのメッセージを記載」しているのは全体で 7.1% (9 団体)、「ホームページ、雑誌等への掲載」しているのは全体で 12.6% (16 団体)、「公衆衛生医師に関する情報紹介のリーフレット等の作成・配布」しているのは全体で 2.4% (3 団体)、「公衆衛生医師の業務に関する説明会や地方ブロック会議の開催」しているのは全体で 3.1% (4 団体) といずれも低い割合にとどまった。実施していない理由として多くの団体で医師の採用予定がないことなどを挙げていた。